

給寄

一 会社公前記の第一封の余の署名は「()」とあるが、これに

昭和六年一月二十一日

日本郵政省 逓信局長 官印 官印

逓信局長 官印

逓信局長 官印

逓信局長 官印

逓信局長 官印

2, 20, 1, 3, 2, 1

労働第一六三四号

昭和五年五月廿七日

警視總監 丸山鶴吉

5. 5. 29
争 1250

内務大臣安達謙藏 啓
社 會 局 長 官 啓
各 府 県 長 官 啓

北海道 官都 大坂 第 1 号
兵庫 愛知 静岡 福 野

日本護謄ホルル製造所労働争議ニ関スル件 (第一報―發生)

要旨 日本護謄ホルル製造所労働争議ニ関スル件 (第一報―發生)
要旨 日本護謄ホルル製造所労働争議ニ関スル件 (第一報―發生)
要旨 日本護謄ホルル製造所労働争議ニ関スル件 (第一報―發生)

一 争議發生ノ場所 存下吾需町字小村井一〇六一番地

二 事業主側